

社会保険労務士の中島武司です。
事務所だより12月号です！
毎月1回15日に発行します。



ごあいさつ

皆さん、こんにちわ。社会保険労務士の中島です。
こんな言葉ご存知でしょうか？

- 高いつもりで 低いが 教養
- 低いつもりで 高いが 気位
- 深いつもりで 浅いが 知識
- 浅いつもりで 深いが 欲望
- 厚いつもりで 薄いが 人情
- 薄いつもりで 厚いが 面の皮

- 強いつもりで 弱いが 根性
- 弱いつもりで 強いが 自我
- 多いつもりで 少ないが 分別
- 少ないいつもりで 多いが 無駄

う～ん、あちこちで見聞きする言葉だと思いますが、
改めて読むと、色々考えさせられる言葉ですね。

法改正情報

12月に賞与の支払を予定している事業所も多いと
思います。

特に、12月退職者の取扱いには十分ご注意ください。

A) 賞与の保険料

支給額に以下の料率を乗じた額を支給額から控除
します。

なお、雇用保険を除き、支給額は1000円未満を切り
捨て、支給額が、健康保険で200万円、厚生年金で
150万円を超える場合は、それぞれ200万円、150万
円として計算します。

厚生年金の料率が10月分から変更になっています
のでご注意ください。

B) 被保険者賞与支払届

総報酬制導入に伴い、賞与支払額を被保険者ごと
に届けることとなりましたので、「賞与支払届」は「被
保険者賞与支払届」に変更になり、様式も改定にな
りました。賞与支払日より5日以内に総括票を添えて
管轄の社会保険事務所に提出します。

C) 被保険者資格の得喪と保険料の控除

賞与に係る保険料は、賞与支給日とは関係なく、
月末在籍者にのみかかりますので、賞与支給日に
在籍していても月中に退職する者は、控除不要です。
(月末退職の場合は、控除が必要です)

健康保険：41/1,000 厚生年金：69.67/1,000 介護保険：5.55/1,000 雇用保険：7/1,000

今月のトピック

良くご相談を受ける事例があります。

「社費で取った資格の費用」についてです。

例えば、経理社員にスキルアップのために、社費で
簿記の資格を取らせました。その際の取り交わしで、
「資格を取って一年以内に自己都合で退職する場合
には、会社が負担した費用を返還する事」としました。

しかし、この社員が一身上の都合ということで、資
格取得後半年にもならないのに、退職する事になり
ます。

で、この社員が「資格取得の費用は業務に必要性が
あったものであり、会社が負担するものだ」と主張して、
資格取得費用の返還を拒否しています。

で、社長さんとしては、この際、退職金から強制的に
徴収してしまおうと考えていますが、果たして問題な
いでしょうか。

私の回答は、こうです。「問題ありますよ。」

まず、先に取り交わした「資格を取って一年以内に
自己都合で退職する場合には、会社が負担した費用
を返還すること」という約束は無効です。なぜなら、
労基法16条で定める「労働契約の不履行について
違約金を定める契約」に該当するからです。労働者を
不当に拘束するような労働契約は認められないので
す。

このような場合、資格取得費用は会社が社員に貸し
付ける形にしておき、「原則として返還を求めるが、
一定期間勤務すれば返還義務を免除する」というよ
うな取決めにしておけば問題なかったと思われます。